

山形県森林研究研修センターにおける研究活動の不正行為への対応及び研究費の不正使用防止等に関する要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要領は、山形県森林研究研修センター（以下「センター」という。）において研究活動及び研究費（以下「研究費等」という。）を適正に運営・管理し、不正使用を防止するために、山形県森林研究研修センターにおける研究活動の不正行為への対応及び研究費の管理・監査の実施に関する要綱（平成29年2月1日付け森研第236号最終改定。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 競争的資金等 国又は独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条の独立行政法人（以下「配分機関」という。）から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。
- (2) 研究費 国、独立行政法人、県以外の団体及び機関から交付される補助金、競争的資金等の研究資金及び企業との委託契約に基づく研究資金並びに県の繰入金、一般財源によりセンターが支出する研究経費をいう。
- (3) 研究者 センターの職員のうち、研究に従事している者をいう。
- (4) 事務職員 センターの職員のうち、事務に従事している者をいう。
- (5) コンプライアンス 国や県の規程、競争的資金等の使用等に係る規定やルール等に従い、責任を自覚し、適正な試験研究を実践することをいう。
- (6) 研究倫理教育 研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育

2 この要領において「不正行為」とは、研究の立案から実施、成果の取りまとめ等の各過程においてなされる次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意によるものでないことが科学的若しくは合理的根拠をもって明らかにされたものは、研究活動上の不正行為には当たらないものとする。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正公表されないこと。
- (6) 不透明な利益相反 利害関係にある企業等と公平性及び信頼性が疑われるかかわりを持つこと。
- (7) 研究費の不正使用 実態と異なる謝金や賃金の請求、物品購入に係る架空請求、不

当な旅費の請求など、コンプライアンスに反して研究費を使用すること。

- 3 この要綱において特定不正行為等とは、前項第1号から第3号及び第7号の不正行為をいう。

第2章 運営・管理体制

(最高管理責任者の役割)

第3条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用防止に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じるものとし、要綱第3条第1項第2号に規定する統括管理責任者及び同項第3号に規定するコンプライアンス推進責任者並びに同項4号に規定する研究倫理教育責任者が研究費等の適切な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者の役割)

第4条 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者として、基本方針に基づき、要綱第6条第1項に規定する不正行為防止計画を策定及び実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

第5条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 研究費等の不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに、統括管理責任者に報告すること。
- (2) 不正防止を図るため、研究費等の運営・管理に関わる全ての研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
- (3) 研究者等が、適切に競争的資金等の運営・管理を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

(研究倫理教育責任者の役割)

第6条 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 研究倫理に関する情報を収集・整理し、統括管理責任者に報告すること。
- (2) 不正防止を図るため、研究者に対して研究倫理教育を実施し、受講状況を管理監督すること。
- (3) 研究者が、適切に研究活動を行っているかをモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

第3章 適切な運営・管理のための環境整備

(事務処理手続き)

第7条 研究費等の事務処理手続きについては、山形県財務規則（昭和39年山形県規則第9号）、山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年山形県訓令第49号）等関連規

程の定めるところによる。

- 2 最高管理責任者は、研究費等を適切に運営・管理するために、本規程及び競争的資金等に係る事務処理に関する関連規定等の趣旨を職員等に明示し、明確かつ統一的に運用しなければならない。
- 3 統括管理責任者及びコンプライアンス責任者は、研究費等の事務処理に関して、研究者と事務職員との間の統一的な理解を図るため、次に掲げる事項の整備を図るものとする。
 - (1) 事務処理に関し研究者と事務職員の権限と責任について、機関内の合意形成を図るものとする。
 - (2) 山形県財務規則等関連規定と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制を整備し、定期的にチェックするものとする。
 - (3) センターが定める事務分掌と業務分担の実態との間に乖離が生じた場合は、適切な措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第8条 研究費に係る事務処理手続きに関するセンター内外からの相談を受ける窓口（以下「相談窓口」という。）を設置するものとする。

- 2 相談窓口は、センター総務課に設置するものとする。なお、センター総務担当者は、村山総合支庁総務企画部西村山総務課審査出納担当と連携し、研究費の適正な執行を効率的に支援する。

第4章 不正使用の防止

(不正行為防止計画推進班)

第9条 不正行為防止計画を推進するため、最高管理責任者のもとに不正行為防止計画推進班を設置する。

- 2 不正行為防止計画推進班は、次の各号に掲げる者で構成する。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 総務課長
 - (3) 研究企画部長
 - (4) 森林生態保全部長
 - (5) 森林資源利用部長

- 3 不正行為防止計画推進班に班長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(不正行為防止計画)

第10条 不正行為防止計画推進班は、不正行為の発生要因を調査・分析し、不正行為防止計画を策定するとともに、具体的な対策を実施しその進捗管理に努めるものとする。

(行動規範)

第11条 最高管理責任者は、不正行為を防止するため、研究費等に関わる全ての職員に対する行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育及び研究倫理教育)

第12条 コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者（以下「教育責任者等」とい

う。)は、相互に協力し、研究員若しくは研究費等に関わる全ての職員に対し、研修会等の適切な方法によりコンプライアンス教育及び研究倫理教育(以下「教育等」という。)を実施する。

- 2 研究員若しくは研究費等に関わる全ての職員は、教育責任者が行う前項の教育等を受けなければならない。

(研究データの保存)

第13条 研究員は、調査・研究等により得られた文書・数値データ・画像等の「資料」、実験試料・標本等の「試料」、装置(以下「研究データ」という。は、原則として山形県文書管理規定(昭和43年4月1日山形県訓令第7号)第40条第1号タの規定により30年保存しなければならない。

(研究データの開示)

第14条 研究データの開示があった場合は、山形県情報公開条例(平成9年12月22日山形県条例第58号)の規定に基づき開示するものとする。

第5章 不正使用に係る調査等

(通報窓口)

第15条 研究費の不正使用に関するセンター内外からの通報、本人からの申出等(以下「通報等」という。)を受け付ける窓口は、研究企画部とする。なお、通報する者が山形県職員等の場合には、前記に代えて山形県職員等公益通報制度実施要綱(平成18年4月1日施行。以下「公益通報制度実施要綱」という。)に定める通報窓口とする。

- 2 研究企画部は、研究費の不正使用等に係る通報を受けたときは、速やかに最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、通報の内容等について、農林水産部林業振興課へ報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、通報等の内容が競争的資金等に係る特定不正行為等であって、かつ通報窓口が公益通報制度実施要綱の定めによる場合は、配分機関との連絡調整等について、農林水産部林業振興課及び配分機関と協議するものとする。

(通報等の受付によらないものの取扱)

第16条 最高管理責任者は、通報等の意思を明示しない相談についても、その事案の調査を開始することができる。

- 2 最高管理責任者は、学会等の科学コミュニティや報道により研究費等の不正行為の疑いが指摘された場合は、通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、研究費等の不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている(研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを、センター職員が確認した場合は、通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。

(通報等の方法)

第17条 通報等の方法は、公益通報制度実施要綱第7条の規定を準用する。

(受付と教示)

第18条 通報等の受付と教示は、公益通報制度実施要綱第8条第1項から第2項の規定を準用する。

(秘密保持の徹底)

第19条 通報等に関する秘密保持の徹底については、公益通報制度実施要綱第10条の規定を、所管課長を最高管理責任者、公益通報を通報等と読み替え準用する。

2 調査事案が漏えいした場合、最高管理責任者は通報等者及び被通報等者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができる。ただし、通報等者又は被通報等者の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とする。

(利益相反関係の排除)

第20条 通報等に関する利益相反関係の排除については、公益通報制度実施要綱第11条の規定を、公益通報を通報等と読み替え準用する。

(調査の要否)

第21条 最高管理責任者は、当該通報を受け付けた日から30日以内に、通報内容等の合理性を確認し、調査の要否を判断し、農林水産部林業振興課及び配分機関、文部科学省（配分機関は競争的資金等に係るものに限る。以下「林業振興課等」という。）に報告するものとする。

2 前項により調査を要すると判断した場合、最高管理責任者は、必要に応じて調査対象者に対して調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(不正使用に係る調査)

第22条 不正使用に係る調査については、関係法令及び山形県の条例、規則等に基づき、適正に実施されなければならない。

2 最高管理責任者は、調査方針、調査対象及び方法等について林業振興課等に報告、協議しなければならない。

(認定)

第23条 最高管理責任者は、前条の調査により、不正使用の有無及び不正使用が認められたときは、不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額、その他必要な事項について認定する。

2 前項の認定に対する不服申し立てについては、関係法令等によるものとする。

(調査結果の報告等)

第24条 最高管理責任者は、前条第2項による不服申し立てがなく、その内容が確定したときは、通報等を受けた日から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を林業振興課等に提出しなければならない。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を林業振興課等に提出するものとする。

2 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、林業振興課等に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、前項に定めるほか、林業振興課等の求めに応じ、調査終了前であつ

ても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を提出しなければならない。また、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(措置)

第25条 調査の結果、不正使用が認められときの処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに山形県の条例、規則等によるものとする。

(不正使用関与業者への処分)

第26条 不正使用に関与した業者に対する処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱等に基づき行う。

第6章 研究不正行為に係る調査等

(通報窓口等)

第27条 研究不正行為に関するセンター内外からの通報等に対する通報窓口、調査の要否、通報等の方法、受付と教示、秘密保持の徹底利益相反の排除については、第15条から第20条各項の規定の研究費の不正使用等を研究不正行為に読み替え準用する。

(受付)

第28条 センターは、原則として、通報等は顕名により行われ、研究費等の不正行為等を行ったとする研究者・グループ、不正行為等の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、匿名による通報等があった場合、センターは通報等の内容に応じ、顕名の通報等があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 最高管理責任者は、センターが調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究・配分機関に当該通報等を回付する。また、センターに加えほかにも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に当該通報等について通知する。
- 4 書面による通報等など、受付窓口が受け付けたか否かを通報等者が知り得ない方法による通報等がなされた場合は、最高管理責任者は通報者（匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は顕名による通報等者として取り扱う。以下同じ。）に、通報等を受け付けたことを通知する。
- 5 通報等の意思を明示しない相談については、最高管理責任者はその内容に応じ、通報等に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報等の意思があるか否か確認するものとする。
- 6 研究不正行為等が行われようとしている、又は研究不正行為等を求められているという通報等・相談については、最高管理責任者はその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被通報等者に警告を行うものとする。ただし、最高管理責任者は、センターが被通報等者の所属する研究機関でないときは、被通報等者の所属する研究機関に事案を回付することができる。被通報等者の所属する研究機関でない機関が警告を行った場合は、最高管理責任者は被通報等者の所属する研究機関に警告の内容等について通知する。

(研究不正行為の調査を行う機関)

第 29 条 センターに所属する（どの研究機関にも所属していないが専ら特定のセンターの施設・設備を使用して研究する場合を含む。以下同じ。）研究者に第 2 条第 2 項第 1 号から第 6 号に係る不正行為（以下「研究不正行為」という）の通報等があった場合、原則として、センターが通報等された事案の調査を行う。

- 2 被通報等者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被通報等者が通報等された事案に係る研究活動を主に行っていた研究機関を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関については、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して協議をすることができる。
- 3 被通報等者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る通報等があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、通報等された事案の調査を行う。
- 4 被通報等者が、通報等された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、通報等された事案の調査を行う。被通報等者が離職後、どの研究機関にも所属していないときは、通報等された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、通報等された事案の調査を行う。
- 5 センターは、被通報等者が現にセンターに所属しているかどうかにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 6 被通報等者が、調査開始のとき及び通報等された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、通報等された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、センターは当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。
- 7 センターは、他の機関や学協会等の科学コミュニティに調査を委託すること又は調査を実施する上での協力を求めることができる。このとき、第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定は委託された機関等又は調査に協力する機関等に準用されるものとする。

(予備調査)

第 30 条 最高責任者は、通報等を受け付けた後速やかに、通報等された研究不正行為が行われた可能性、通報等の際示された科学的な合理性のある理由の論理性、通報等された事案に係る研究活動の公表から通報等までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間、又は第 7 条の規定する保存期間を超えるか否かなど通報等内容の合理性、調査可能性等について予備調査を不正行為防止計画推進班に行わせるものとする。

- 2 不正行為防止計画推進班は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、研究不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の通知・報告)

第 31 条 本調査を行うことを決定した場合、最高管理責任者は、通報等者及び被通報等者に対し、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。被通報等者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。通報等された事案の調査に当たっては、通報等者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報等者に通報等者が特定されないよう周到に配慮する。

2 最高管理責任者は、前項の決定を行った場合、林業振興課等に本調査を行う旨報告する。

3 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間は 30 日以内とする。

(本調査の調査体制)

第 32 条 最高管理責任者は、本調査に当たっては、センターに属さない外部有識者を含む調査委員会を設置する。この調査委員会は、調査委員の半数以上が外部有識者で構成され、全ての調査委員は、通報等者及び被通報等者と研究不正行為を指摘された研究活動が論文のとおり成果を得ることにより特許や技術移転等に利害があるなどの直接の利害関係を有しない者でなければならない。

2 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を通報等者及び被通報等者に示すものとする。これに対し、通報等者及び被通報等者は、本調査が開始されるまでの間に異議申立てをすることができる。異議申立てがあった場合、最高管理責任者は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を通報等者及び被通報等者に通知する。

3 調査委員会は、最高管理責任者の直属の諮問機関と位置付ける。

(本調査の方法及び権限)

第 33 条 調査委員会は、通報等された事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより本調査を行う。この際、被通報等者の弁明の聴取が行われなければならない。

2 通報等された研究不正行為が行われた可能性を調査するために、調査委員会が再実験などにより再現性を示すことを被通報等者に求める場合、又は被通報等者自らの意思によりそれを申し出て調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し、最高管理責任者により合理的に必要と判断される範囲内において、調査委員会の指導・監督の下に、これを行うこととする。

3 最高管理責任者は、調査委員会の調査権限について定め、関係者に周知する。

4 通報等者及び被通報等者などの関係者は、前項の調査権限に基づく調査委員会の調査に対し、誠実に協力しなければならない。協力を要請された当該機関は誠実に協力しなければならない。

5 調査の対象には、通報等された事案に係る研究活動のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報等者の他の研究活動も含めることができる。

6 最高管理責任者は、本調査に当たって、通報等された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、通報等された事案に係る研究活動が行われた研究機関が調査機関となっていないときは、最高管理責任者は調査機関の要請に応じ、通報等された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全す

る措置をとる。これらの措置に影響しない範囲内であれば、被通報等者の研究活動を制限しない。

7 最高管理責任者は、林業振興課等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の中間報告を林業振興課等に提出するものとする。

8 調査における研究又は技術上の情報の保護調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

(研究不正行為の認定)

第 34 条 調査委員会は、本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間を 150 日以内とし、内容をまとめ、研究不正行為が行われたか否か、研究不正行為と認定された場合はその内容、研究不正行為に関与した者とその関与の度合い、研究不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を認定する。

2 研究不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報等者に弁明の機会を与えなければならない。

3 前 2 項について認定を終了したときは、調査委員会は直ちに最高管理責任者に報告する。

(疑惑への説明責任)

第 35 条 調査委員会の調査において、被通報等者が通報等された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続にのっとり行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

(研究不正行為の認定の方法)

第 36 条 調査委員会は、前条により被通報等者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報等者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、調査委員会の判断に委ねられるが、被通報等者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断することが重要である。なお、被通報等者の自認を唯一の証拠として研究不正行為と認定することはできない。

2 研究不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報等者の説明及びその他の証拠によって、研究不正行為であるとの疑いが覆されないときは、研究不正行為と認定される。また、被通報等者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、研究不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報等者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被通報等者が所属する、又は通報等に係る

研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。

- 3 前項の説明責任の程度及び第2項の本来存在するべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会の判断に委ねられる。

(調査結果の通知及び報告)

第37条 管理責任者は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに通報等者及び被通報等者（被通報等者以外で研究不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）に通知する。被通報等者がセンター以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知する。

- 2 前項に加えて、最高管理責任者は、林業振興課等に当該調査結果を報告する。

- 3 悪意に基づく通報等との認定があった場合、管理責任者は通報等者の所属機関にも通知する。

(不服申し立て)

第38条 研究不正行為と認定された被通報等者は、調査結果の通知を受け取った日から10日以内に、最高管理責任者に不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 通報等が悪意に基づくものと認定された通報等者（被通報等者の不服申立ての審査の段階で悪意に基づく通報等と認定された者を含む。この場合の認定については、第31条第2項を準用する。）は、その認定について、前項により不服申立てをすることができる。

- 3 不服申立ての審査は調査委員会が行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、最高管理責任者は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせる。ただし、最高責任者が当該不服申立てについて調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 研究不正行為があったと認定された場合に係る被通報等者による不服申立てについて、調査委員会（前項の調査委員会に代わる者を含む。以下同じ。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定する。当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報等者に当該決定を通知する。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、最高管理責任者は以後の不服申立てを受け付けないことができる。

- 5 第1項の不服申立てについて、再調査を行う決定を行った場合には、調査委員会は被通報等者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報等者に当該決定を通知する。

- 6 最高管理責任者は、被通報等者から研究不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、通報等者に通知する。加えて、最高管理責任者は、林業振興課等に報告する。不服申

立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

- 7 調査委員会が再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を被通報等者、被通報等者が所属する機関及び通報等者に通知する。加えて、最高責任者は、林業振興課等に報告する。
- 8 第2項の悪意に基づく通報等と認定された通報等者から不服申立てがあった場合、最高責任者は、通報等者が所属する機関及び被通報等者に通知する。加えて、最高責任者は、林業振興課等に報告する。
- 9 第2項の不服申立てについては、調査委員会は30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該結果を通報等者、通報等者が所属する機関及び被通報等者に通知する。加えて、最高管理責任者は、林業振興課等に報告する。

(被通報等者に対する措置)

第39条 最高管理責任者は、研究不正行為が行われたとの認定があった場合、研究不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、研究不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者に対し、研究不正行為と認定された論文等の取下げを勧告するものとする。

(調査結果の公表)

第40条 最高管理責任者は、研究費等の不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。

- 2 最高管理責任者は、研究費等の不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく通報等の認定があったときは、調査結果を公表する。
- 3 最高管理責任者は、第1項の公表する場合、その内容は、研究者・グループ名、不正行為の態様等、事案の内容、不正使用された金額、不正行為に至った理由等をとし、林業振興課と協議し決定するものとする。

(研究者への措置)

第41条 調査の結果、不正使用が認められときの処分等については、地方自治法及び地方公務員法並びに山形県の条例、規則等によるものとする。

(研究費の不正使用関与業者への処分)

第42条 不正使用に関与した業者に対する処分は、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱等に基づき行う。

第7章 監査

(内部監査)

第43条 研究費等の適正な運営・管理を確保するため、最高管理責任者が指名するセンターの研究者等による内部監査を実施する。

(定期監査)

第44条 前条のほか、地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査により、研究費等の適正な運営・管理のためのチェック体制の強化を図る。

(その他)

第45条 この要領に定めるもののほか、研究費等の不正使用防止に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月19日から施行する。